沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例

平成19年3月5日 条 例 第 9 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員(以下「職員」という。)の服務の宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、沖縄県後期高齢者医療広域連合長(以下「広域連合長」という。)又は広域連合長の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓について必要な事項は、広域連合 長が定めることができる。

附則

この条例は、平成19年3月5日から施行する。

別記様式

宣誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名 印